

岩手県告示第838号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年10月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社上森合工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字巣子1476番地2
 - ウ 代表者の氏名 上森合和男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第7636号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年9月24日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年10月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社高橋創建
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町永栄31番地5
 - ウ 代表者の氏名 高橋正蔵
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9887号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年10月5日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。